



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） …… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課） …… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） …… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定の辞退（福祉・援護課） …… 3
- 土地改良区の定款の変更の認可・2件（村づくり計画課） …… 3
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課） …… 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） …… 4
- 道路の区域の変更（道路管理課） …… 4
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） …… 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所） …… 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所） …… 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所） …… 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（商工振興課） …… 5
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・5件（企業立地推進課） …… 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） …… 7
- 開発行為に関する工事の完了・7件（南部土木事務所） …… 8

正 誤

- 平成24年10月5日付け公報定期第4089号中訂正 …… 9

告 示

沖縄県告示第592号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
みやら歯科診療所	浦添市字経塚705番地	平成24年9月1日
マリン歯科クリニック	浦添市伊祖四丁目10番5号	平成24年10月1日
医療法人愛燦会たかえすクリニック	那覇市銘苅3丁目23番16号あーと・びーる2階	平成24年10月1日
おれんじ薬局東町店	那覇市東町6番24号	平成24年10月1日

中里歯科医院	那覇市松尾1丁目9番1号	平成24年10月1日
玉木歯科	那覇市久茂地1丁目2番20号O T V 國和 プラザ3階	平成24年10月1日
医療法人さき山歯科クリニック	那覇市久茂地2丁目6番20号久高木材ビ ル2階	平成24年10月1日
セレブ・デンタルオフィス	那覇市字宇栄原1019番地1宇栄原セン ターハイツ2階	平成24年10月1日
おれんじ薬局真栄里店	糸満市字真栄里2036番地1	平成24年10月1日
ヒデ整形クリニック	石垣市字真栄里108番地3	平成24年10月1日
あいレディースクリニック	沖縄市美里四丁目17番7号	平成24年10月17日
経塚薬局	浦添市字経塚576番地2	平成24年11月1日
さくだ内科クリニック	浦添市字経塚585番地1	平成24年11月1日
まじきなデンタルクリニック	那覇市字安謝188番地1	平成24年11月1日
砂辺腎・泌尿器科	浦添市伊祖二丁目2番5号	平成24年11月6日

沖縄県告示第593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
どリーむ訪問看護ステーション	金武町字金武3447番地1	金武町字金武520番地1	金武町字金武3447番地1	平成24年8月30日

沖縄県告示第594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
まじきな歯科医院	那覇市字安謝188番地1	平成19年10月1日
玉木歯科	那覇市久茂地1丁目2番20号O T V 國和 プラザ3階	平成21年2月4日
さき山歯科クリニック	那覇市久茂地2丁目6番20号久高木材ビ ル2階	平成22年5月1日
セレブ・デンタルオフィス	那覇市字宇栄原1019番地1宇栄原セン ターハイツ2階	平成24年4月1日

医療法人タピックやはら万国クリニック・セントラル	那覇市久茂地1丁目3番1号	平成24年9月1日
ヒデ整形クリニック	石垣市字真栄里108番地3	平成24年9月30日
マリン歯科クリニック	浦添市伊祖四丁目10番5号	平成24年10月1日
たかえすクリニック	那覇市銘苅3丁目23番16号あーと・びーる2階	平成24年10月1日
おれんじ薬局東町店	那覇市東町6番24号	平成24年10月1日
中里歯科医院	那覇市松尾1丁目9番1号	平成24年10月1日
おれんじ薬局真栄里店	糸満市字真栄里2036番地1	平成24年10月1日

沖縄県告示第595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
きらきらデンタルクリニック	那覇市上之屋1丁目4番46号	平成24年12月1日

沖縄県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良区の名称 伊是名村土地改良区
- 2 認可年月日 平成24年12月5日

沖縄県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良区の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 認可年月日 平成24年12月4日

沖縄県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市南方原地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地計画について、平成24年12月4日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年12月17日から平成25年1月21日まで

- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡国頭村字辺土名帆屋原2142番1・2181番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成24年12月14日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字嘉陽124番から 名護市字嘉陽69番まで	9.8m ~ 13.3m	125.7m
新	名護市字嘉陽124番から 名護市字嘉陽69番まで	10.7m ~ 24.9m	125.7m

沖縄県告示第601号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 基本測量を実施する地域 国頭郡東村
- 2 基本測量を実施する期間 平成25年1月7日から同年2月28日まで
- 3 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

沖縄県告示第602号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成24年12月14日

沖縄県中部土木事務所長 仲村佳輝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成24年9月19日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字都屋大当原16番3、16番5、17番4及び17番6
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 39.824メートル
 - (2) 幅員 6.000メートル

沖縄県告示第603号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成24年12月14日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成24年10月15日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字稲嶺上高武志原2339番3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 33.736メートル
 - (2) 幅員 4.000メートル

沖縄県告示第604号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

平成24年12月14日

沖縄県八重山土木事務所長 松 田 等

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成24年11月2日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字真栄里西原68番15及び68番16並びに字登野城仲道633番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 62.05メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン具志川店 うるま市字江洲648番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 メイクマン開発株式会社 浦添市字城間2689番地 代表取締役 大嶺一史
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 当該大規模小売店舗は、北側入口が県道224号線（具志川環状線）に、南側入口が県道85号線に面しており、来店車両が多く見込まれる新装オープン時や繁忙時には混雑が予想されるため、出入口付近に交通整理員を配置し、横断歩行者の安全に十分な配慮を要する。また、駐車場内の交通安全についても、駐車場内の停止線や減速帯を設置する等利用客を含め、

搬入車両や廃棄物運搬車両による自動車通行に伴う安全運転の周知徹底を図りたい。

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年12月14日から平成25年1月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ニトリ宜野湾店 宜野湾市大山六丁目464番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ニトリホールディングス 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 代表取締役 似鳥昭雄
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要
 - (1) 宜野湾市生活環境保全条例（昭和48年宜野湾市条例第20号）に規定する騒音発生施設を設置する場合は、遅延なく届出を行うこと。また、周辺地域住民より生活環境について苦情が生じた場合は、適切に対応すること。
 - (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、委託する業者の処理状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物の発生から最終処分終了までの処理が適正に行われるよう努めること。また、事業系一般廃棄物の処理について、宜野湾市一般廃棄物処理計画に沿って処理すること。
 - (3) 動線計画図の敷地西側の道について、「里道」とあるが、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路として取り扱うこと。
 - (4) 動線計画図の敷地西側の道路に「出口No. 3」とあるが、建築確認申請では、その部分が車両の出口とする計画となっていない。法に基づく届出内容を計画とする場合、建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）第27条に基づく手続を行うこと。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年12月14日から平成25年1月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場（中核工場）に整備する機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部企業立地推進課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年10月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 契約金額 656,775,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場（関連工場（1号区画））に整備する機器 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部企業立地推進課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年10月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社山陽機械センター 山口県周南市築港町5番1号
- 5 契約金額 26,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場（関連工場（2号区画））に整備する機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部企業立地推進課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年10月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 岡部機械株式会社 岡山県岡山市北区今保108番地の5
- 5 契約金額 70,140,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場（関連工場（3号区画））に整備する機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部企業立地推進課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年10月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 契約金額 73,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場（関連工場（4号及び5号区画））に整備する機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部企業立地推進課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年10月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 契約金額 101,850,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成24年12月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年12月14日 沖縄県指令土第963号、平成24年7月11日 沖縄県指令土第865号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字登川福砂原3345番ほか23筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市字池原3190番地 株式会社倉敷環境 代表取締役 南裕次
- 5 検査済証番号 平成24年12月5日 第3056号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月14日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年4月19日 沖縄県指令南土第595号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次39番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市繁多川1丁目16番地30県営繁多川高層住宅801号 嘉数勉
- 5 検査済証番号 平成24年10月26日 N第354号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月14日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年12月9日 沖縄県指令南土第1329号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長61番4及び61番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町1丁目61番地2 ジンテーゼ城北2-A 比嘉利明
- 5 検査済証番号 平成24年10月26日 N第355号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月14日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月2日 沖縄県指令南土第107号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里557番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里208番地 上原則子
- 5 検査済証番号 平成24年10月30日 N第356号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月14日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年1月24日 沖縄県指令南土第69号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字嘉数東原478番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字根差部74番地1メゾンヒデ205号 石川重宗、豊見城市字根差部74番地1メゾンヒデ205号 石川千春
- 5 検査済証番号 平成24年11月5日 N第357号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月14日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年12月28日 沖縄県指令南土第1398号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂120番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城197番地24 與那覇忠幸
- 5 検査済証番号 平成24年11月9日 N第358号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月14日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年10月6日 沖縄県指令南土第1025号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯322番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平604番地1マンション百屋303号 有川清光
- 5 検査済証番号 平成24年11月12日 N第359号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月14日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月14日 沖縄県指令南土第290号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根755番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1406番地9コーポアスカ308号 玉城誠
- 5 検査済証番号 平成24年11月16日 N第360号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月29日

正**誤**

平成24年10月5日付け公報定期第4089号掲載の「告示・公告定型の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第46号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
7	下から1	第14条第の8第1項	第14条の8第1項

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---